平成２４年（フ）第３２号
福井市中野２丁目1314番地
債務者　藤崎　美彦
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野坂　佳生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀853番地の１
債務者　金福　照明
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　憲治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第６３５号
鹿児島県鹿児島市堀江町19番13―202号
債務者　米満　一輝
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８号
北海道芦別市北１条東２丁目12番地
債務者　成田　昭彦
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第９号
北海道芦別市北１条東２丁目12番地
債務者　品田千恵子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第３号
北海道檜山郡江差町字南が丘７番地の207
債務者　平野　里美
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第５０６号
岩手県岩手郡雫石町沼返114番地２
債務者　佐藤　広美
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２号
山形県鶴岡市海老島町16番25―２号
債務者　工藤　知彦
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第８号
山形県鶴岡市青柳町41番24号　ハイツ岡部201号室
債務者　植村　智行
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２０号
愛知県一宮市千秋町町屋字北ノ坪26番地４
債務者　小林　竜二
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２１号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原66番地ＰＲＩＶ24Ｄ―102号
債務者　森　ななえ
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３号
山口県美祢市大嶺町東分323番地４
債務者　大山いづみ
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１２号
山口県宇部市東小羽山町５丁目４番１―206号
債務者　阿南　　隆
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第３７４号
香川県高松市屋島西町2022番地２　屋島ＳＹハイツ103号室
債務者　清水　隆雄
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３９号
香川県高松市木太町635番地１　サンライフ木太Ｃ棟201号
債務者　鈴木　良実（旧姓井下）
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１１４号
福岡県行橋市行事２丁目２番19号　セントラルシャトーＢ―６号
債務者　辻　　正美
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第４号
福岡県行橋市大字道場寺1420番地　米山ハイツ405号
債務者　相良　和彦
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係